

一宮市工事標準仕様書
(建築工事編)

令和6年度版

一宮市建築部公共建築課

1 章

一般共通事項

適用範囲	この仕様書は、一宮市の発注する建築工事に適用する。
設計図書及び優先順位	設計図書とは、以下のものをいい、その優先順位は記載の順とする。 1) 現場説明事項報告書(質疑回答書を含む) 2) 特記仕様書 3) 設計図 4) 一宮市工事標準仕様書(建築工事編、電気・機械設備工事編)(最新版) 5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版) 公共建築木造工事標準仕様書(最新版) (以下、「標準仕様書」という。) 6) 建築工事用資材抜取検査指針
工事範囲	工事は、すべて工事請負契約書並びに設計図書に基づき監督員の指示に従って、建築基準法、日本建築学会計算規準、消防法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害保償保険法、道路交通法、公害対策基本法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、愛知県公害防止条例、その他関係法令諸規程等を遵守し、建物並びに設備の使用目的に沿うよう完全に施工をなすものとする。
軽微な変更	現場の納まり取り合わせなどの関係で材料の寸法、取付け位置、又は、取付け工法を多少変更、あるいはこれらによって取付け数量を幾分増減するなどの軽微な変更は監督員の指示によって行う。この場合においては請負代金額を増減しない。
官公署手続	本工事に関連する官公署その他への手続は請負者においてなすものとしそれに要する費用は請負者の負担とする。
工事实績の登録	工事实績データの作製・登録(請負代金額500万円以上の場合) 次に示す期間内に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の承諾を得て、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事实績情報システム(CORINS)へ登録すること。また、登録後JACICが発行する「工事カルテ受領書」の写しを検査員の求めに応じ提示すること。 なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 (1)工事受注時 契約締結後10日以内(但し、土、日及び祝日等を除く) (2)登録内容の変更時 変更契約締結後 10日以内(") (3)工事完了時 工事完成後10日以内(")

提出書類	請負者は次の書類を提出すること。(一宮市HPより書類作成支援シートをダウンロード利用)	
・契約関係書類	A-1 契約締結後すみやかに提出するもの。	
	イ 現場代理人等通知書(代理人の雇用が確認できる書類も添付)	各1部
	※代理人を兼任する場合は兼任届・該当工事の契約書の写しを添付。	
	A-2 契約締結後5日以内に提出するもの。	
	イ 請負代金内訳書	1部
	※新築、請負代金額1,500万円以上または監督員の指示があった場合は内訳明細添付	
	A-3 契約締結後7日以内に提出するもの(監督員の指示による)	
	イ 製本図A3版・A4版(建築図と設備図の合計が20枚以上の場合)	各2部
	表紙及び背表紙には、工事名・年度・請負者を記入する。	
	(P21 作成例参照)	
・工事管理関係報告書	B 「工事管理関係書類の手引き」に記載の書類	1部
	C 部分払の場合	
	イ 出来形検査請求書	1部
	ロ 請求書	1部
	ハ 工程写真	1部
	D 竣工及び部分引き渡しの場合	
	イ 完成届	1部
	ロ 請求書	1部
	E 設計変更の場合	
	工程表(工期を変更する場合)	各1部

材料承諾
承諾を要する材料は全て材料名称、使用箇所、製造所の名前等を明記した表を添付した、工事材料承諾願を提出すること。なお、提出は工事の進行に適切して早めに提出し、品質、地柄、色合等を示すに足りる充分な大きさであること。
使用する機器、器具及び建設資材調達等について納入時期等を早期に確認すること。

環境物品等の使用
「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律」により、環境物品等の使用に心掛けること。

リサイクル資材について
リサイクル資材(「一宮市の環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づくグリーン調達資材)については、愛知県のあいくる材として認定された資材の利用に努めること。

発生材の処理
建設発生材については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理を行う。
また、建設発生材及び残土の処理にあたり、「建設廃棄物処分計画書」、「建設廃棄物処分報告書」、「建設発生土処分計画書」、「計量伝票」を提出する。
建設発生材を岐阜県へ搬出する場合は「県外産業廃棄物の搬入届出書」を提出し、建設廃棄物処分計画書に写しを添付する。また、その他の県外へ搬出する場合においても必要な手続きを行い処分する。
建設リサイクル法の対象となる工事(※表1)については、建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用して工事登録を行い再生資源利用(促進)計画書を提出する。また工事完成時に工事登録証明書および再生資源利用(促進)実施書を提出する。

表1

建築物の解体工事	床面積 $\geq 80\text{m}^2$
建築物の新築・増築工事	床面積 $\geq 500\text{m}^2$
建築物の修繕・模様替工事	工事費 ≥ 1 億円
土木工事 その他の工作物工事	工事費 ≥ 500 万円

撤去・改修時のアスベ
ストの取扱い

平成18年(2006)9月以降に着工した工事にかかる部分以外は、必ず、石綿含有の有無を事前に調査し、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[最新版](厚生労働省)に則り施工すること。

設計図書等に記載の石綿含有調査結果について、石綿含有調査分析報告書、建材メーカーの含有無証明書等により、請負者にて工事範囲で調査漏れの部分がないか改めて確認し、調査漏れや調査内容において不明な部分があれば、監督員に報告し、監督員等からの指示の上、事前調査を追加して行うこと。

工事作業前に、大気汚染防止法に基づき、所定の基準に該当する場合は調査結果を「石綿事前調査結果報告システム」を利用して報告すること。
また、事前調査で特定材料の使用が確認された場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書を、作業開始日の14日前までに環境保全課へ届出を行うこと。

大気汚染防止法に基づく調査結果報告とは別に、解体等工事に係る事前調査説明書面を2部作成し、1部は監督員に提出、残り1部は請負者で保存すること。
(2023年10月1日以降は、石綿含有建材調査者が調査を行うこと。)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(A3版以上)を作成し、労働者のみならず周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示すること。調査結果の記録については、原本または写しを作業場に備え付けること。

アスベスト含有の恐れのある部分(外壁等仕上塗材含む)の撤去、及びその部分へのアンカー打ち等の作業については、石綿作業主任者を選任し、防塵マスク着用のうえ、周囲にアスベスト粉塵が飛散しないよう集塵機能付工具を使用する等細心の注意を払い、発生したアスベスト含有廃棄物についても適切に処理、処分を行う。

仕上塗材にアスベストが含まれていると判明している場合は、塗膜と下地調整材のどちらかにアスベストが含有されているかをJIS A1481-1により分析を行い報告書を提出すること。

アスベストに関する記録は、請負者で40年間保存すること。

撤去・更新時のフロ
ン等の取扱い

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に従い回収を行い、冷媒回収計画書及び冷媒回収報告書を提出する。

(1)冷媒回収計画書には以下の書類を添付する

- ・ 冷媒回収フローシート
- ・ 回収業者登録通知書(写し)
- ・ 冷媒回収技術者登録証(写し)
- ・ フロン類破壊業者許可証(写し)
- ・ 回収機器資料

(2)冷媒回収報告書には以下の書類を添付する

- ・ 特定化学物質破壊処理証明書(原本)

PCBの取扱い

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき確実かつ適正な処理を行う。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書参照)

別契約の関係工事

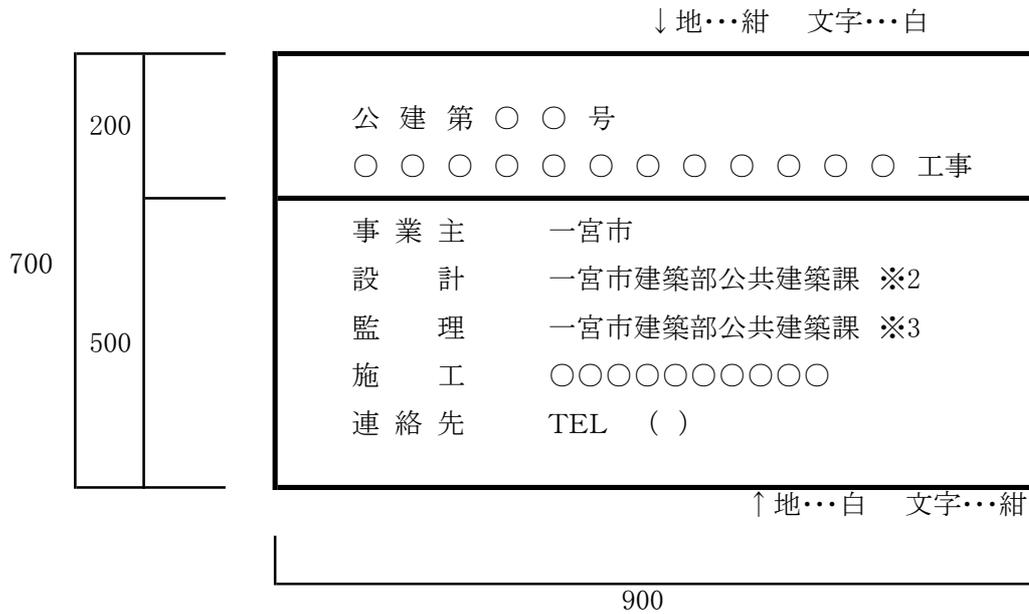
別契約の関係工事については当該設計図書、工程表等を照らしつつ、工程及び施工に関し監督員の指示により、当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な進捗を図る。

立会、段階確認

工事等の施工途中における立会、工事段階の区切り等の段階確認は監督員と協議の上、工程表、施工計画書等に記載し、適切な時期に行う。

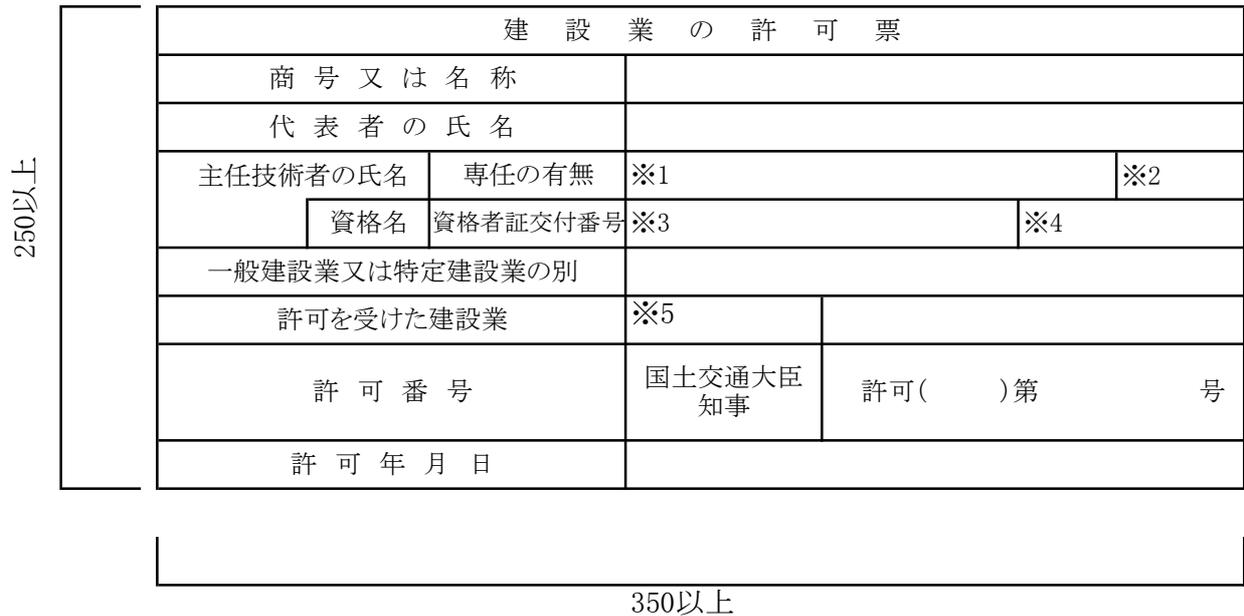
完成検査	完成時には一切の仮設物を取除き、建物内外の清掃をし完成検査を受け、所定の手続きを経て引渡しするものとする。
仮設電気、水道	<p>施設の電気、水道等は工事に使用してはならない。但し、監督員及び施設管理者と協議に拠る事が出来る。</p> <p>外壁工事等で施設の水道を使用する際は、監督員と協議のうえメーターを設置し、上下水道使用報告書を提出すること。設置時、撤去時のメーターの読み取りは、監督員立会いのもと行うこと。</p>
工事看板	<p>工事施工中は監督員の指示する位置に看板を設置する。看板の表示内容については監督員と協議の上設置すること。その他法令等による表示板を設置する。なお、各看板に記載する事業主や発注者欄は「一宮市」に統一して表記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一宮市公共建築課工事看板(次ページ参照) (2) 元請負者の建設業の許可票(次ページ参照) (3) 労働保険関係成立票 (4) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識 (5) 施工体系図 (6) 各種官公庁届出許可看板 (7) 週休2日工事の旨の表示 (8) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ
建設業退職金共済制度	工事に関わる元請負者及び下請負者の中に建設業退職金共済制度を使用する者がある場合は、同制度に加入すること。この際、掛金収納書を所定の様式の掛金収納書提出用台紙に貼り付け、共済証紙購入の考え方を記入したうえで提出すること。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。また、監督員が共済証紙受払簿の提示または提出を求めた場合は速やかに提示または提出をする。
産業廃棄物の一時保管	産業廃棄物を工事現場から搬出するまでの間、一時的に現場内に保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第8条の規定に従い、産業廃棄物保管場所表示(60cm×60cm以上)を見やすい場所に掲示するなど必要な措置をすること。
週休2日制工事	建築工事における一宮市週休2日制工事実施要領を参照すること。

<参考>



- ※1 マグネット形式の看板は不可とする。
- ※2 設計の欄は設計委託による図面の場合は、設計事務所の名前とする。
- ※3 監理の欄は監理委託による場合は、設計事務所の名前とする。

建設業の許可を受けた元請負者が標識を建設工事の現場に掲げる場合



- ※1. 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ※2. 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、該当しない場合は「非専任」と記載する。
- ※3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は管理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- ※4. 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- ※5. 「許可を受けた建設業」の欄は、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

揮発性有機化合物の室内濃度の測定

新築、改築、改修等を行った建築物の居室について、引き渡し前に下記の基準に従い揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行う。但し、監督員の指示によるものは除く。

測定対象物	判定基準
ホルムアルデヒド*	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)以下
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)以下
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)以下
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)以下
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)以下
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)以下

採取方法は、ホルムアルデヒド*については、ジニトロフェニルピラジリン誘導体固相吸着/溶媒抽出法で、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンについては、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法で採取する。

測定方法は、ホルムアルデヒド*については、高速液体クロマトグラフ法で、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンについては、ガスクロマトグラフィー質量分析法で測定する。

低騒音・低振動型建設機械の使用

建設工事に使用する機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年4月9日告示487号)の形式指定を受けた機械を使用する。

排出ガス対策型建設機械の使用

建設工事に使用する機械は「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成22年3月18日通達)の形式指定を受けた機械を使用する。但し、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

火災保険等加入方法等

建築工事又は建設工事の保険の種類は、建設工事保険とする。期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)

法定外の労災保険の付保について

法定外の労災保険の付保について、工事着手前に、下請契約により工事の施工に携わる者も含まれることが判断できる書類を監督員に提示すること。

また、工事完了検査時等に、検査員に提示を求められた場合も同様に、提示すること。

1年検査の対象工事について

新築・増築・改築工事で居室がある物件又は監督員が特に必要と認めた物件については、原則として1年検査を行う。ただし、1年検査を行うことが困難な場合は、別途協議する。

2章以降の取扱い

本仕様書2章から23章まで及び機械設備工事並びに電気設備工事については、図面指示なき限り本仕様書によるものとする。

2 章

仮 設 工 事

仮囲い

仮囲いは、パネルフェンス(H=1.8m)又は、それに代わるもので安全上支障のないように設ける。道路境界に設ける場合は、夜間赤色等を設置し安全管理に配慮する。

墜落制止用器具

高さ5.0m以上の箇所での作業は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(厚生労働省)」に則り、フルハーネス型墜落制止用器具を着用とする。

足場

特記なき限り、くさび緊結式足場(手摺先行式)、養生シートは防災Ⅰ類とする。足場上で作業等がない場合(例:防水工事の昇降専用など)は、防災Ⅱ類でも可とする。

スタクション

屋上作業時等で使用するスタクションの間隔は、使用する部材の製造者が示す標準設置間隔以下とし、単管にて手摺(作業床+850以上)及び中棧(作業床+350~500)を設ける等、関係法令を遵守する。

監督員事務所

監督員事務所の設置は特記による。設置の場合、規模は10㎡程度を標準とし監督員と協議する。

公衆災害防止対策

足場及びスタクション等の設置・解体時において、落下物による危害防止のため安全監視者等(作業員も可)を配置し、通行者の作業範囲内への立ち入りを制限するなど安全確保に努める。

資材搬出入などで、施設内等を通ずる場合は、危害防止のため安全監視者等(作業員も可)を配置し、通行者の作業範囲内への立ち入りを制限するなど安全確保に努める。

3 章 土 工 事

埋戻し及び盛土 埋戻し及び盛土の材料及び工法は、標準仕様書表3・2・1のB種とする。

断熱材 土間下断熱材はJIS A 9511(発砲プラスチック保温材)の押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b(A-XPS-B-3b)とする。

建設発生土処分 建設発生土は、特記なき限り次の「建設発生土処分先一覧表」の最寄受入地処分とする。処分前に建設発生土処分計画書を提出し、処分後に建設発生土処分報告書を提出する。ただし、建設発生土量が1m³未満で、請負者等の土場に持ち込む場合等は、事前に監督員と協議すること。

建設発生土処分先一覧表

地名	最寄受入地
旧市(注1)	丸石(株)一宮営業所
北方	丸石(株)改良土センター
葉栗	丸石(株)一宮営業所
浅井	丸石(株)一宮営業所
奥	丸石(株)改良土センター
今伊勢	丸石(株)一宮営業所
西成	丸石(株)一宮営業所
千秋	丸石(株)一宮営業所
萩原	丸石(株)一宮営業所
大和	丸石(株)一宮営業所
丹陽	丸石(株)一宮営業所
尾西北部(注2)	丸石(株)一宮営業所
	丸石(株)改良土センター
尾西南部(注3)	丸石(株)一宮営業所
木曾川	丸石(株)一宮営業所
	丸石(株)改良土センター

(注1)旧市には、宮西、貴船、神山、大志、向山、富士連区が含まれる。
ただし、日光町、竹橋町、寺前町は大和エリアとしている

(注2)尾西北部には、開明、小信中島、箆屋、三条、起、東五城、西五城、北今、富田を含

(注3)尾西南部には、西萩原、蓮池、東加賀野井、祐久、明地、上祖父江、西中野、玉野を含む。

4 章 地業工事

既製コンクリート	PHC杭はJIS規格品とする。
杭地業	杭打工法は、セメントミルク工法とし、図面特記事項なき限り試験堀及び試験杭は各3箇所とする。 杭先端形状は、特記なき限り閉塞平坦型とする。
砂利地業	1. 直接基礎、フーチング下は再生砕石敷とする。ただし、地盤改良を行った場合は除く。 2. 地中梁下、土間下地業は再生砕石敷とする。
土間下防湿フィルム	特記なき限り、土間下は、砂敷t30のうえポリエチレンフィルムt0.15敷とする。

5 章 鉄筋工事

鉄筋	異形鉄筋は、標準仕様書表5・2・1のJIS G 3112の規格品D10～D16はSD295、D19以上はSD345とする。
材料試験	材料試験は、建築工事用資材抜取検査指針による。
圧接	鉄筋継手は、特記なき限り柱及び梁の主筋はガス圧接とし、その他の鉄筋は重ね継手とする。圧接は技量資格証明書を監督員に提出して承諾を受けた者が行う。又、圧接完了後の抜取試験(超音波深傷試験・引張試験)は建築工事用資材抜取検査指針による。
杭基礎	既製杭の杭頭補強の方法は特記による。尚、杭頭が所定の位置よりも、高い若しくは低い、又は位置のずれがある場合は、協議し報告書を作成する。
補強筋	各設備に係る補強筋(スリーブ、各盤類、便器まわり)は建築工事とする。
コンクリートスペーサ	コンクリート打設前にメーカーの試験成績書を提出し、強度を確認の上使用する。
スペーサの材種	原則として鋼製のものを使用するが、プラスチック製(スラブは使用不可)も使用可とする。型枠に接する部分に使用するスペーサは、防錆処理を施したものを使用する。 プラスチック製スペーサは、試験成績表により剛性、安定性、耐火性、強度に支障をきたさないことを確認した後、使用する。但し、ドーナツ型のもので、側面に使用する場合はこの限りでない。

6 章 コンクリート工事

材料試験	材料試験は、建築工事用資材抜取検査指針による。
打放し仕上げ	コンクリートの打放し仕上げは標準仕様書表6・2・4のB種とする。
軽量コンクリート	軽量コンクリートの種別は、標準仕様書表6・10・1の1種とし、気乾単位容積質量は1.9t/m ³ とする。
普通コンクリート	普通コンクリートの設計基準強度(F_c)は原則、24N/mm ² とする。 $F_c=24\text{N/mm}^2$: 構造体コンクリート、土間コンクリート、外構コンクリート $F_c=18\text{N/mm}^2$: 捨てコンクリート
構造体強度補正值	構造体強度補正值(S)は、構造体コンクリートの場合のみ加える。 6/28～9/16、11/25～2/25 : $S=6\text{N/mm}^2$ 上記以外 : $S=3\text{N/mm}^2$

7 章 鉄骨工事

材料試験 材料試験は、建築工事用資材抜取検査指針による。

鋼材 鋼材はJISの規格品とし次表による。ただしBCR295は国土交通大臣認定の建築材料とする。

規格番号・規格名称等	種類の記号
JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	SS400, SS490, SS540
JIS G 3106 溶接構造用圧延鋼材	SM400A, B, C, SM490A, B, C, SM490YA, YB, SM520B, C
JIS G 3114 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	SMA400AW, AP, BW, BP, CW, CP, SMA400AW, AP, BW, BP, CW, CP
JIS G 3136 建築構造用圧延鋼材	SN400A, B, C, SN490B, C
JIS G 3138 建築構造用圧延棒鋼	SNR400A, B, SNR490B
JIS G 3350 一般構造用軽量形鋼	SSC400
JIS G 3353 一般構造用溶接軽量H形鋼	SWH400
JIS G 3444 一般構造用炭素鋼鋼管	STK400, STK490
JIS G 3466 一般構造用角形鋼管	STKR400, STKR490
JIS G 3475 建築構造用炭素鋼鋼管	STKN400W, STKN400B, STKN490B

高力ボルト 高力ボルトは、トルシア形高力ボルト又は、JIS形高力ボルトとする。

JIS形高力ボルトでトルクコントロール法にて施工する場合、一次締め、マーキング、本締め3段階で使用するトルクコントロール式電動レンチの調整(キャリブレーション)を行いその結果を記録する。

溶接接合 溶接接合を行う場合は、「国土交通省大臣認定工場」及び「社団法人全国鉄構工業連合会認定工場」にて行い、認定書に定められた作業範囲とする。

8 章 組積工事

コンクリートブロック ブロックの種類は、空洞ブロック16とする。

ALCパネル
間仕切壁パネル構法 パネルの取付工法は、標準仕様書表8・4・3のC種とする。

ALCタイル貼り 出隅のコーナー部については、コーナーパネルを使用する。

9 章 防 水 工 事

防 水	屋根防水、屋内防水とも責任施工とし、請負者と防水施工者の連名で防水保証書を提出する。
塗膜防水	使用材料は、MOCA・TDIの含有量が1%以下のものとする。
屋内防水	屋内防水は特記なき限りアスファルト防水とし、種別は標準仕様書表9・2・9のE-2とする。
合成高分子系ルーフィングシート防水	特記なき限り、ルーフィングシートの種別は、標準仕様書表9・4・1のS-F1とする。
端部押え金物ビスピッチ	防水末端部の押え金物のビスピッチは端部固定の上、300以内とする。(ビス頭シーリング共) 出隅・入隅部はコーナー部材の使用を基本とする。
保証期間	防水保証期間は、引き渡し日より10箇年とする。
建具回り	サッシ枠回りモルタル詰めは特記なき限り防水モルタルを使用し、外部サッシ枠回りは被着体により標準仕様書表9・7・1のシーリング材充填とする。

10 章 石 工 事

11 章 タ イ ル 工 事

材 料	原則、標準仕様書記載のJIS製品とする。
-----	----------------------

12 章 木 工 事

材 料	木材は見え隠れ材(構造材)は杉1等又は、米梅1等とする。見え掛り材(造作材)は檜又は、米檜としA種上小節とする。但し、学校、保育園、児童館はラワン類とし、その他の施設についても監督員の承諾の上、ラワン類を使用できるものとする。土台及び、沓摺りは檜とする。 化粧ばり造作用集成材の化粧薄板の厚さは、敷居、かまち及び階段板の上面にあつては1.5mm以上、柱にあつては1.2mm以上、その他のものにあつては0.6mm以上とする。上記は監督員と協議のうえ決定する。また、ラワン類は集成材(JAS規格材)を代用してもよい。
断面の表示	木材記入寸法は全て仕上り寸法とする。
工 法	施工に先立ち、図面に基づき工作図、現寸図及び、見本品等を監督員に提出して承諾を受ける。左官工事の塗り際はちりじゃくりを行う。
釘・接着剤の併用	造作材の仕口は全て、接着剤と釘及び金物類を併用する。
防腐・防蟻処理	防腐処理部分は標準仕様書12・3・1のほか、コンクリート、コンクリートブロック、モルタルの類に接する見え隠れ部材とする。 防蟻処理は図面指示による。
防虫処理	ラワン類を使用する場合は、「広葉樹製材の日本農林規格」の保存処理K1とする。

13 章 屋根樋工事

材 料	堅樋に使用する硬質ポリ塩化ビニール管(JIS K 6741)はカラーVP管とする。 吊金物は@600以内とし、曲がり部は端部より600以内、集水器部は中心から300以内、止まり部は100以内に設けること。 掴み金物は@1000以内とし、呼樋、集水器部より200、最下端より200～300(排水管カバー付400程度)に設ける。 金物は、ステンレス(SUS304)とする。 下がり止めは、バンド式の時は各フロアに1箇所、その他の場合は全箇所とする。
建設業許可	金属板葺き屋根工事の下請業者は、板金工事業ではなく、屋根工事業の建設業許可を必要とする。

14 章 金属工事

ステンレス	ステンレスは特記なき限り全てSUS304HLとする。(既製品の流し台及び水切り棚は除く)																		
アルミ	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理は、標準仕様書表14・2・1のBB-1種又はBB-2種とする。																		
亜鉛めっき	溶融亜鉛めっきの種別は、標準仕様書表14・2・2による。 電気亜鉛めっきの種別は、標準仕様書表14・2・2のD種とする。																		
手 摺	手摺金物の取付は、鉄筋等に溶接、構造用合板・鉄板等の下地に固定とする。																		
天井下地	軽量鉄骨天井下地とし、屋内は19形、屋外は25形とする。 屋外の野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔は900mm程度とし、周辺部は端から100mm以内とする。野縁の間隔は、標準仕様書表14. 4. 2による。 トイレースなどを天井下地に取り付ける場合は、天井材の厚さを10mm以下とし、野縁方向は取付位置を中心に補強野縁×3本を設置し@450程度、野縁直交方向は@300程度でビス固定とする。																		
壁下地	軽量鉄骨壁下地は、原則スラブ固定とする。																		
天井開口補強	設備に係る下地切断及び開口補強(空調機器、埋込型照明器具等廻り)は建築工事とする。 溶接した箇所は、標準仕様書表18・3・1のA種の錆止め塗料を塗りつける。																		
面台	面台高さは、特記なき限り、次の寸法を標準とする。 <table><tr><td>保育園(園児用)手洗い</td><td>床面からの金物中心の高さ</td><td>760mm</td></tr><tr><td>小学校(低学年児童用)手洗い</td><td>床面からの金物中心の高さ</td><td>850mm</td></tr><tr><td>小学校(高学年児童用)手洗い</td><td>床面からの金物中心の高さ</td><td>900mm</td></tr><tr><td>中学校(生徒用)手洗い</td><td>床面からの金物中心の高さ</td><td>1, 100mm</td></tr><tr><td>一般建物手洗い</td><td>床面からの金物中心の高さ</td><td>1, 000mm</td></tr><tr><td>男子小便器</td><td>床面からの金物中心の高さ</td><td>1, 300mm</td></tr></table>	保育園(園児用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	760mm	小学校(低学年児童用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	850mm	小学校(高学年児童用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	900mm	中学校(生徒用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	1, 100mm	一般建物手洗い	床面からの金物中心の高さ	1, 000mm	男子小便器	床面からの金物中心の高さ	1, 300mm
保育園(園児用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	760mm																	
小学校(低学年児童用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	850mm																	
小学校(高学年児童用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	900mm																	
中学校(生徒用)手洗い	床面からの金物中心の高さ	1, 100mm																	
一般建物手洗い	床面からの金物中心の高さ	1, 000mm																	
男子小便器	床面からの金物中心の高さ	1, 300mm																	
天井点検口	アルミ枠製(市販品)600×600とし、仕上は天井材に準じる。																		
カーテンレール	C型ステンレス(SUS430)カーテンレールとし、ランナーはCランナーとする。																		
図掛レール	一般部はカーテンレールと同じとし、美術室、図工室(正面、背面)はアルミ中型レールとする。又、ランナーの数は4個/mとする。																		
展示用レール	レールは市販品とし、ランナーの数は2個/m、吊り金具の数は1個/mとする。																		

タラップ	タラップは全てステンレス(SUS304)とする。
小波鉄板	フック、ビス留め共、留めピッチは4山毎留めとする。
鉄板ビス留め	外壁の角波鉄板、リブ波鉄板のビス留めは、端部は全てビス留めとし、その他は2山毎とする。

15 章 左 官 工 事

リシン	外壁吹付アクリルリシンは、標準仕様書表15・6・1の薄付け仕上塗材JIS A 6909の規格品とし外装薄塗材Eとする。
吹付タイル	吹付タイルは、標準仕様書表15・6・1の複層仕上塗材JIS A6909の規格品とし複層塗材REとし、複層仕上塗材は水系アクリルシリコン系、耐候性1種とする。 ALC版の吹付は、防水形複層塗材E JIS A 6909とし、仕上塗材は水系アクリルシリコン系、耐候性1種とする。 工法は吹付とする。

16 章 建 具 工 事

アルミサッシ	アルミサッシはレディーメイドタイプとする。 アルミニウム製建具の種別はB種とする。 二重水切付とする。 複層ガラスを使用する場合は特記なき限り原則、枠の見込みを100mmとする。
網 戸	網は、特記なき限り、ステンレス網(SUS316)16～18メッシュとする。
鋼製建具	鋼板部分は、工場にて防錆塗料吹付とし、現場搬入後ただちに防錆塗料塗りし、SO P2回塗りとする。但し外部に面する建具については、全面DP塗りとする。 サッシ取付は、サッシ用インサート取付 @450以内とし、両端@100以内とする。その他は、建築標準図1-3による。 鋼製開きドアで、3枚丁番とする場合は、中央の丁番の位置を1段目と3段目の丁番の間隔の、1段目から1/3の位置に取り付ける。
木製建具	出入ロドアー丁番は、標準仕様書表16・8・4による。その他は、建築標準図1-3による。
重量シャッター	手動巻上げ装置付きとする。
鋼製学校用間仕切	鋼製学校用間仕切は建築標準図1-2、1-3による。 取付金物位置は、サッシ同様@450以内とし、両端@100以内とする。
レバーハンドル取付位置	レバーハンドル、押板類の取付位置は次の寸法を標準とする。 保育園(園児用) 床面からの金物中心の高さ 760mm 小学校(児童用) 床面からの金物中心の高さ 850mm 中学校(生徒用) 床面からの金物中心の高さ 900mm 一般建物 床面からの金物中心の高さ1000mm
建具検査	監督員が必要と認めるときは、製作工場で製品検査を行う。
建具用鍵	新設工事においては、すべてマスターキー掛りとし、マスターキーは3本作成すること。但し、増築工事等の場合に於ては、監督員の指示により作成する。
特定防火設備	特定防火設備(旧乙種防火戸)は、証紙(認定シール)を貼り付ける。
キーボックス	スチール製[市販品(新設工事に於ては将来計画分も含む。)]のキーボックスを提出する。(設備工事分も含む。)

17 章 カーテンウォール工事

18 章 塗装工事

錆止め塗料塗り 屋外は、標準仕様書表18.3.1 A種 JIS K5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント塗りとする。

SOP塗り 鉄部、亜鉛メッキ部は錆止めのうえSOP2回塗りとする。又、亜鉛鉄板は下地処理、錆止めのうえSOP2回塗りとする。

種 別	SOP : 合成樹脂調合ペイント(JIS K 5516) 塗り
	E P : 合成樹脂エマルションペイント(JIS K 5663) 塗り
	C L : クリヤラッカー(JIS K 5531) 塗り
	O S : オイルステイン塗り
	EP-G : つや有合成樹脂エマルションペイント(JIS K 5660) 塗り
	NAD : アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(JIS K 5670)
	D P : 耐候性塗料塗り(JIS K 5659)
	EP-T : 合成樹脂エマルションペイント模様塗料(JIS K 5663) 塗り
	U C : ウレタン樹脂ワニス塗り(JASS 18 M-301,JASS 18 M-502)
	W P : 木材保護塗料(JASS 18 M-307) 塗り
	L E : ラッカーエナメル(JISK 5531) 塗り

素地ごしらえ種別
(鉄部塗替)

RA種はサンダー等動力工具による錆及び旧塗膜の全面除去。

RB種は劣化し脆弱な部分、錆はサンダー等で除去、活膜面は汚れ及び付着物除去。

RC種は汚れ、付着物、白亜化表面の除去。

19 章 内 装 工 事

合 板	合板はラワンベニヤT2、厚5.5mmとする。 有孔ラワンベニヤの場合にはすべて裏面寒冷沙張りとする。
有孔ケイ酸カルシウム板等	有孔ケイ酸カルシウム板はすべて裏面寒冷沙張りとする。
ビニルクロス	ビニルクロスは、特記なき限り、AA級不燃材とする。
工 法	合板の張付けは接着剤併用とし、ステンレスビス留めとする。 透明塗料塗りの場合は、バリが出ないように先に穴を開けた後、皿ビスにより取付ける。
目透かし工法	ラワンベニヤ、せっこうボード等の目透し張りの目地底は、テープ張りする。
ビニル床シート張り	ビニル床シート張りの工法は熱溶接工法とする。また、ビニル床シート張り付けに使用する接着剤は、原則、ウレタン樹脂系接着剤とし、水掛り部はエポキシ樹脂系接着剤とする。接着剤の指定メーカーはシート製造所の仕様による。 種類はFS種(複層)、厚みは2.0とし、ワックスは水性樹脂ワックスとする。 センターラインは、原則白色の長尺塩ビシート(W=60)の溶接とする。溶接後の巾が60以上となるよう施工する。
巾 木	ビニル巾木は長尺巾木とする。
断熱材打込工法	JIS A 9511(発泡プラスチック保温材)の押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b(A-XPS-B-3b)とする。
エポキシ樹脂塗り床	仕上げの種類は薄膜流し展べ仕上げとする。
樹脂被覆手摺	手摺裏カバー(樹脂製)を取付とする。
グラスウール	グラスウールの密度は、特記なき限り2号24Kとする。
ホルムアルデヒドの放出量等	内装工事の壁紙、同接着剤、パーティクルボード、フローリング、内装用合板についてホルムアルデヒドの放出量を規制する。 <ul style="list-style-type: none"> ・壁紙(JIS A 6921) F☆☆☆☆ ・同接着剤(JIS A 6922) F☆☆☆☆ ・パーティクルボード(JIS A 5908) F☆☆☆☆ ・フローリング F☆☆☆☆ ・内装用合板 F☆☆☆☆ ・構造用合板 F☆☆☆☆ ・コンクリート型枠用合板 F☆☆☆☆
内装材の防火認定表示	防火材料の認定表示のあるものについては、原則各部屋ごとに貼り付ける。

20 章 ユニット及びその他工事

カーテン	一般はジーディーマイルドⅡ(川島織物セルコン)、中程度はフェルタ【FT6428】(川島織物セルコン)程度とし、ひだの種類は標準仕様書表20・2・1のプレーンひだ、片ひだとする。タッセル共とする。
カーテンの布地	標準仕様書20・2・14による。ただし、開口部1.5幅未満の場合は監督員の指示による。
レースカーテン	レースカーテンは、オールドネ(川島織物セルコン)程度とする。ひだの種類は、レースカーテンを単独で使用する場合標準仕様書表20・2・1の三つ山ひだとする。ドレープカーテンと併用する場合は箱ひだとし、上端を押さえミシン掛けする。
暗幕	暗幕は、黒グリーン of 遮光カーテン[ブラインダー500EⅢ(川島織物セルコン)]同等品以上とする。ひだの種類は標準仕様書表20・2・1のプレーンひだ、片ひだとする。タッセル共とする。
防炎加工	暗幕、カーテンは全て防炎加工とし、認定表示を取付ける。
黒板	黒板はJIS S 6007の焼付け黒板(暗線入)とする。
付属金物	各黒板、ホワイトボード、マグネット掲示板毎にマグネット40φ10個提出する。
ホワイトボード付属品	各ホワイトボード毎にマーカー3本(黒、赤、青)、ホワイトボード用イレーザー1個提出する。
黒板・ホワイトボード保証期間	契約工期終了日の翌日より5箇年とし、保証書を提出する。
掲示板	掲示板は全てラワンベニヤT2厚5.5mm下地に掲示板用表面材(JIS A 6921難燃検定合格品)張りとする。
室名札	学校は建築標準図2-2による。保育園はアクリル樹脂板厚5mm 300×80(市販品)程度とし、保育室以外は文字書とする。
名札差し	学校はステンレス製123×40(市販品)程度とし、廊下各室出入口(室名札取付け位置)にビス止めとする。
プロジェクタースクリーン	内田洋行「スプリングローラータイプ(KR-80WS)」同等品以上とする。
ピクトサイン	図記号は原則JIS Z8210とするが、該当図記号がない場合は交通エコロジー・モビリティ財団 一般案内用図記号検討委員会「標準案内用図記号ガイドライン」による。

21 章 排水工事

22 章 舗装工事

23 章 植栽工事

24 章 外構工事

コンクリート目地	フェンス基礎・擁壁・コンクリート布基礎立上りには 壁10mに1箇所以上誘発目地(シール)を設ける。
グレーチング	側溝・柵のグレーチングの仕様について図面に記載のない場合は、スチール製亜鉛メッキ(細目・ノンスリップ)品とする。
フェンス	フェンス柱元のモルタル詰めは無収縮モルタルを使用し、水が溜まることのないよう勾配を付ける。

25 章 解体工事

適用基準等

- a) 一宮市建築部公共建築課「一宮市工事標準仕様書(建築工事編) 最新版」、一宮市建築部公共建築課「一宮市工事標準仕様書(電気・機械設備工事編) 最新版」
- b) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気・機械設備工事編) 最新版」
- c) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気・機械設備工事編) 最新版」
- d) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書 最新版」に基づき施工し、細部については監督員の指示に従う。

工事範囲内の配管、照明器具、衛生機器等の解体・撤去は、監督員の指示なき限り、本工事に含む。取り壊し範囲は、地上部分、地下部分(犬走り、杭、土間、基礎、地中梁、割栗石、捨コンクリートを含む)を撤去、場外搬出処分とする。撤去後は監督員の指示に従いすきとり、埋戻し及び、地均し(整地)をおこなう。

1. 工事写真

着工前については、工事に先立ち敷地周辺の道路、建築物、工作物、樹木の現況をカラーにて撮影し提出する。

2. 解体材、発生材の処理

(1) 引渡しを要する物は、監督員の指定する場所に整理し、リストを作成し施設管理者に引渡す。引渡しを要しない物は、全て場外に搬出し、下記建設廃材の項及び関係法令に従い、適正に処理する。

(2) 処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、「建設副産物取扱要領」に基づき、適正に処理する。

(3) 事前に「建設廃棄物処分計画書」を監督員に提出し、承諾を得る事。工事完了時には、「建設廃棄処分報告書」を監督員に提出する。

(4) 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に従い、建設廃材の分別収集を行う。

※「工事管理関係書類の手引き」参照

3. 仮囲い

工事期間中、パネルフェンスH=1,800の仮囲いを設ける。解体建物の周囲は重機出入口を除き、解体養生シート(防音、防災)を設置すること。使用製品は、(社)仮設工業会の認定基準を満たすものとする。

4. 官公庁等手続き

工事施工に必要な官公庁等の手続きは、請負者の責任において行い、その費用は請負者の負担とする。

5. 解体工事

(1) 万一近隣より、苦情が生じた場合は、請負者の責任において迅速に処理を行う。

(2) 敷地内外の解体対象外の物件に損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧を行う。

(3) 廃棄物の搬出時は、運転車両へのシート被覆及び、タイヤを洗う等の留意をして、運転中の荷こぼれ、飛散及び道路汚染の防止に努めるとともに、過積載防止に努めること。

- (4) 現場内外の危険防止の為、必要に応じて警備員を配備すること。
- (5) 工事に際しては、「建設リサイクル法」「騒音規制法」「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準」及び、「振動規制法」を厳守し、工事を行う。
- (6) 建物内部の残存物については全て請負者の処分とする。
- (7) 工事範囲内の配管、照明器具等の解体・撤去・処分は監督員の指示なき限り本工事に含む。
- (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB)については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、確実かつ適正な保管を行う。
照明器具撤去において、PCB調査を行い、蛍光灯とPCB対象器具は分別する。PCB器具においては指定場所に保管する。その他撤去品は全て業者処分とする。撤去した機器のメーカー名・型番・製作年月日及びPCB入りとそうでないもののリストを作成し提出する。トランス及びコンデンサ等の絶縁油PCB含有検査を実施する。PCB含有が確認された場合は指定場所に運搬し、保管を行う。
PCB含有シーリング材についても、法に基づき、確実かつ適正な保管を行う。PCB調査は日本シーリング工事業協同組合連合会・日本シーリング材工業会発行の「(PCB含有ポリサルファイド系シーリング材撤去工事 標準施工要領書)に基づいて行う。
- (9) 家電リサイクル法に定められた四品目が残存している場合は、適正な処分をする。
- (10) 工事範囲内は、取壊し後、整地しレベル測定を行う。
- (11) 解体に際し近隣建物の事前事後の家屋調査を行い、監督員に写真及び報告書とも提出する。
- (12) 冷媒の処理は関係法令に従い、適切に処理する。

6. アスベストの取扱い

- (1) アスベスト粉塵が工事範囲内外に飛散しない様、細心の注意を払い、改訂版建築物の解体等工事における「石綿粉じんへのばく露 防止マニュアル」【建設業労働災害防止協会】に従い施工及び処理を行う。
- (2) 平成18年(2006)9月以降に着工した工事にかかる部分以外は、必ず、石綿含有の有無を調査し、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[最新版](厚生労働省)に則り施工すること。
- (3) 設計図書等に記載の石綿含有調査結果について、石綿含有調査分析報告書、建材メーカーの無含有証明書等により、請負者にて工事範囲で調査漏れの部分がないか改めて確認し、調査漏れや調査内容において不明な部分があれば、監督員等に報告し、監督員等からの指示の上、事前調査を追加して行うこと。
- (4) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(A3版以上)を作成し、労働者のみならず周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示すること。調査結果の記録については、原本または写しを作業場に備え付けること。
- (5) 工事作業前に、作業実施届出書を関係部署に提出し、作業計画書を作成の上、施工すること。アスベスト有無に関する(事前)調査結果報告書は2部作成し、1部は監督員に提出、残り1部は請負者で40年間保存すること。
(2023年10月1日以降は、石綿含有建材調査者が調査を行うこと。)

(6) 石綿作業主任者を選任し、アスベスト粉塵が工事範囲内外に飛散しないよう細心の注意を払い、発生したアスベスト含有廃棄物についても適切に処理、処分を行う。

仕上塗材にアスベストが含まれていると判明している場合は、塗膜と下地調整材のどちらにアスベストが含有されているかをJIS A1481-1により分析を行い報告書を提出する。

7. フロン等の取扱い

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に従い回収を行い、冷媒回収計画書及び冷媒回収報告書を提出する。

(1) 冷媒回収計画書には以下の書類を添付する

- ・ 冷媒回収フローシート
- ・ 回収業者登録通知書(写し)
- ・ 冷媒回収技術者登録証(写し)
- ・ フロン類破壊業者許可証(写し)
- ・ 回収機器資料

(2) 冷媒回収報告書には以下の書類を添付する

- ・ 特定化学物質破壊処理証明書(原本)

8. 仮設水道

(1) 散水用仮設水道は、請負者負担にて整備する。

(2) 解体期間中は常時散水養生を行う。

9. 大気測定

所定の方法により浮遊粉塵濃度測定(アスベスト含有の恐れのある部分の取り壊し工事の際はアスベスト粉塵濃度測定とも)を処理作業前、処理作業中の2回行う。測定場所は原則敷地境界4方向(東・西・南・北)で各1点とする。

10. 騒音・振動測定

騒音・振動測定を適宜行い、一宮市環境部環境保全課「騒音・振動公害防止の手引き建設作業編」に準じ作業を行う。

建築工事メーカー指定表

材 料	指 定 メーカー 名
ALCパネル	旭化成建材、クリオン、住友金属鉱山シボレックス
タイル	LIXIL、ダントー、大和窯業、TOTO
合成高分子ルーフィング シート防水	三ツ星ベルト、バンドー工材、ロンシール工業 シバタ工業、田島ルーフィング
アルミサッシ(ビル用)	YKKAP、LIXIL、三協立山アルミ、豊和工業
アルミサッシ(住宅用)	YKKAP、LIXIL、三協立山アルミ
鋼製学校用間仕切 シリンダー錠	文化シャッター、三和シャッター、小松ウォール工業、コマニー ゴール、ユーシン・ショウワ、美和ロック
重量シャッター	三和シャッター、文化シャッター、東洋シャッター
軽量シャッター	三和シャッター、文化シャッター、東洋シャッター
硝 子	AGC、日本板硝子、セントラル硝子
アコーディオンカーテン ブラインド	立川ブラインド工業、ニチベイ 立川ブラインド工業、ニチベイ
塗 料	関西ペイント、神東塗料、日本ペイント、大日本塗料、トウペ、ロックペイント
アクリルリシン	ダイフレックス、菊水化学工業、エスケー化研、スズカファイン
吹付タイル	ダイフレックス、菊水化学工業、エスケー化研、スズカファイン
ビニル床シート	ロンシール工業、東リ、ABC商会、タジマ、サンゲツ、シンコール
岩綿吸音板	吉野石膏、大建工業
せっこうボード	吉野石膏、チヨダウーテ
ケイ酸カルシウム板	エーアンドエーマテリアル(ハイラック)、ニチアス(アスラックス)、アイカ工業(ハイボード)、DICデコール(フネソリッド)
メラミン化粧板	アイカ工業、住友ベークライト、イビケン
クロス(紙、布、ビニール)	川島織物セルコン、ルノン、サンゲツ、シンコール
カーテン、レースカーテン	川島織物セルコン、スミノエ、サンゲツ、アスワン、シンコール
グラスウール	旭ファイバーグラス、日東紡、パラマウント硝子工業、日本無機
タイルカーペット	日東紡、スミノエ、タジマ、サンゲツ、川島織物セルコン、東リ、シンコール
パーライト吹付	菊水化学工業(キクスイパールコート)、エスケー化研(シポライトA)
弾性ウレタン系塗床	住友ゴム工業(グリップコートU-20)同等品以上
階段手摺	ナカ工業
階段ノンスリップ	日中製作所、ナカ工業、ワイエム工業同等品以上
便所マット	ミヅシマ工業(エイトチエッカーDX)同等品以上
メッシュフェンス	JFE建材フェンス、LIXIL、四国化成工業、三協立山アルミ、朝日スチール工業
ネットフェンス	JFE建材フェンス、LIXIL、四国化成工業、三協立山アルミ、朝日スチール工業
角パイプフェンス	JFE建材フェンス、LIXIL、四国化成工業、三協立山アルミ、朝日スチール工業
エレベーター	東芝、日立、三菱、オーチス、フジテック
トイレブース	文化シャッター、コマニー、三菱樹脂、信越ファインテック、岡村製作所、小松ウォール工業、 三和シャッター、トーカイ
黒板	名古屋黒板、青井黒板製作所、野地黒板、アイギアオイ、日学

注) 上記以外でも、監督員の承諾を得たもの、又はJIS規格品で公共建築物での施工実績のあるものは同等と認める。

関係書類の押印要否一覧

○:押印要
×:押印不要

【工事管理関係書類】

様式名	押印
工事日誌(様式第14号)	×
工事記録(様式第15号)	×
工事記録(様式第15号(別紙))	×
工事日誌(様式第15号の1)	×
事故報告書(様式第15号の2)	×
工事写真帳(様式第39号)	×
その他工事管理関係書類すべて	×

【工事管理関係書類以外】

様式名	押印
現場代理人等通知書(様式第16号)	×
管理技術者等通知書(様式第17号)	×
工期延長請求書(様式第18号)	×
工期変更承諾書(様式第18号の3)	○
工期不変更承諾書(様式第18号の4)	○
契約期間内未完了申出書(様式第23号)	○
部分使用同意書(様式第35号の3)	○
指定部分完了届(様式第37号)	×
部分引渡し承諾書(様式第37号の6)	○
完成届(様式第38号)	×
工事手直し完了届(様式第38号の2)	×
完了届(様式第38号の3)	×
出来形検査請求書(様式第42号)	×
請求書(様式第44号)	×
分別解体等の計画等に係る説明書	×
現場代理人兼任届	×
請負代金内訳書	×
請求書	×

